

令和6年度 阿蘇市立阿蘇小学校 いじめ防止基本方針

(1) いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」また、「いじめは絶対に許されない卑劣な行為である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめの未然防止のための取組

①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- (あ) 「ピースフルあそ宣言」をもとに学校化したいじめ防止の活動を中心として、児童自身の手でいじめゼロを目指す児童会活動を推進する。
- (い) 道徳の時間を要としながら、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつよう教育活動全体を通して指導する。

②自己有用感を高める教育活動の推進

- (あ) 授業、行事や集会等で児童一人一人に出番と居場所を意図的に設定し、児童の自己有用感を高める。
- (い) 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ることで学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- (う) お年寄りとのふれあい活動や年賀状書き等のボランティア活動を通して、子どもと地域とのつながりを深め、自己有用感を育む。
- (え) 自然体験活動を通して、自他を尊重する心を育てる。

③子どもと向き合う時間の確保

職員が子どもを見つめ、子どもと向き合う時間を確保するための学校改革を推進する。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

①いじめの早期発見のために

- (あ) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。
- (い) 気になる児童がいる場合には、「子どもを見つめる会」において職員間で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- (う) 教育相談や「心のアンケート」を中心とした各種アンケートの定期的な実施により、児童の悩みや人間関係を把握する。

②いじめの早期解決のために

- (あ) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての職員で組織的に対応し、的確な役割分担で問題の解決にあたる。
- (い) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考えた対応を行う。
- (う) いじめている児童及び傍観者の立場にいる児童に対する指導においても、これからの人間関係づくりを中心に、全職員で組織的に対応する。

(え) 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

③ 家庭や地域、関係機関等と連携した取組

(あ) 学校や家庭に話すことができないような状況を考慮し、「熊本県子どもいじめ相談電話」等のいじめ問題などの相談窓口の周知を徹底する。

(い) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をより密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子等についての情報を集めて指導に生かす。

(う) 学校応援団や「阿蘇っ子見守り隊」の協力を仰ぎ、地域の中で気になる児童についての情報を早く受け取る。

(4) いじめ問題に取り組むための組織

① 学校内等

(あ) 子どもを見つめる会：毎週水曜日の校内研修前の15分間全教職員で配慮を要する児童についての情報の共有、及び指導のあり方等についての共通理解を行う。

(い) いじめ・不登校対策委員会：定例で月1回（必要に応じ臨時開催）いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、必要に応じて当該学級担任やPTA役員（代表）による委員会を開催する。

(う) 生徒指導・人権教育担当：学習会や校内人権集会

生活目標でのいじめ防止の呼びかけを行う。また、学習会に集う児童を中心に差別やいじめを許さないといった心情を学校全体に広げる。

② 幼稚園・保育園・中学校との連携

入学前幼・保訪問や入学前の教育相談を実施する中で、児童の情報を園や家庭から収集し職員間で共有する。卒業生に関しても小中での授業参観を実施し、児童生徒の情報交換や生徒指導上の小中で共通理解すべき点を出し合い確認する。

③ 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ問題が発生した場合は、早急に適切な処置をとり教頭（校長）に報告する。また、状況によっては緊急いじめ対策委員会（仮称）を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。

【緊急いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、養護教諭、生徒指導担当、PTA三役員、市教育委員会事務局、民生委員、SSW、SC及び阿蘇警察署で構成する。

(5) いじめ問題の取組の検証・見直し

いじめ問題の取組等においては、年間3回の職員による自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、取組を評価し定期的に点検・見直しを実施する。

(6) 重大事態への対処

いじめが要因と考えられる重大事態が発生した場合には、「熊本県いじめ防止基本方針」の「第3 重大事態への対処(P19～P23)」にしたがって対処する。

(7) その他

ここに定めるものの他、新たに規定する必要がある事項等が生じた場合には、『いじめ・不登校対策委員会』における協議を経て追加を決定し、追加後の本方針を速やかに児童及び家庭に周知する。